

蒙古史の一側面としてのロシア史

モスクワ王國の成立過程への考察

愛宕松男

序

ロシアはアジアとヨーロッパとを連結する橋梁だと云はれてゐる。こゝに吾々は、中世、バルト海を黒海に繋ぐ、換言すればロシアを西ヨーロッパに連絡する所謂「ワリヤグ人からギリシヤ人へ」の著名な通路バルト海よりネヴァ河・ラドガ湖・ヴォルフ河・イリメニ湖・ロヴァチ河・ドニエプル河を経て黒海に至る此の水路に依つてローマツアリーグラード(コンスタンチノープル)間の貿易交通線が形成されてゐた——に竝べて、ロシア年代記の示すヨーロッパからアジアへの通路ルーシからヴォルガ河に沿うてボルガル人及びフヴァ

リス人のもとへ行くことが出来、東方セムの領域にまで達し得られる。)

が前者の啓開された九世紀に先行して已に存在し、而も尙ほ且つ、其の頽廢せる十二世紀以後に於ても、依然として存続した事實を想起すべきである。スラヴ人の河、即ちドン河よりヴォルガ河に出で、同河口一帯に占居せるハザール人(Khazar)——十世紀、ハザール帝國の潰滅後は代つて此の地に支配者となつたベチエネーグ人ポロヴェツツ人、即ち回教史家のカンダリー人・キプチャク人、支那史籍の所謂康里人・欽察人——の許へ、或はヴォルガ中流・カマ河下流域のボルガル人を経由、カスピ海河口に送られた東ヨーロッパ並にルーシの物資は、カヴァズ・

イラン・ホレズムより遠く東アジアにまで貨販せられた。³⁾ 勿論此の場合、逆の経路も亦同様に成立したことは云ふ迄もない。回教商人を主とする東方人の演じた此の主動的役割は、當然ルーシに顯著な影響を残さずには措かない。ゴートランド島を首め西北ロシアに數多く出土する八世紀より十一世紀にかけての東洋、殊にアラビア銀貨が、嘗てロシアに於る硬貨鑄造の導源を爲し、又ヴラヂミル聖王(980—1015)に始まるロシア公侯の貨幣が、在來のグリヴナ金銀塊・ルーブリ金銀塊の域を脱して其の標準重量をアラビア貨幣に法るに至つたこと、⁴⁾ 古代ロシアの諸文獻、例へば十二世紀の「イーゴリ出征物語」等に多數の東洋語の行使され居ること、⁵⁾ 就中十一世紀の初め、イラリオン大僧正がヴラヂミル聖王に對して用ひたる如く、カガンなるトルコ語がロシア語クニヤードに先行して王者の稱號となつてゐた等は、何れも此の次第を雄辯に物語るであらう。

勿論かくは云ふものゝ、十世紀末・十一世紀初に於るヴラヂミル・スヴァトスラヴキツチ侯によるクリスト教

の攝取は、ロシア文化の其の後の發展方向を強く規定した。十二世紀、十字軍遠征の齎らした地中海航路の打開が、從來ヨーロッパの東西を結ぶ幹線通路たりしドニエプル水路の價值を甚しく減殺した結果、バルト海に接壤する西北ロシアに漸く兆し初めた新機運、即ちルーシの爾餘の地域と分離して直接ヨーロッパとの交通に入らんとする傾向が、折からのヨーロッパ商工業中心地の南より北へする移動現象に乗じて、遂にノヴゴロド及びブスコフ兩市のハンザ同盟への加入となつて實現したし、又ヴラヂミル・モノマフ(1113—95)を最後の統一者として遂に分解し去つたキエフ國家の西疆から、ハンガリヤ人・ポーランド人・リトワニヤ人と特殊な緊密關係に立つガリーチ侯國・ポロツク侯國・スモレンスク侯國及びヴラヂミル・ヴォルインスキー侯國が出現したのも事實である。「屢々反對の意見は述べられては居るが」とバルトリドは、云つてゐる「ロシアはモスクワ王朝時代に、キエフ王朝時代よりも遙かに多くヨーロッパ文化の感化を受けてゐるのである」と。兩大陸の間に橋梁の役割を占むる

限り、ロシアにとつて此の兩面こそは正しく絶たんとして絶ち得ざる其の兩脚なのである。従つてバルトリドの語る此の言葉も決して、過去に於るルーシと東方との關係をこゝに否定するものと解せられてはならない。キエフ王朝時代よりモスクワ王朝時代にかけて、確かにアジアの影響も亦次第に其の濃度をロシアに深めて行つた。

吾々は此の場合順序として先づ、十二世紀ロシアに生起したルーシの二元主義の大勢が果して如何なる展開を爲したか、を檢討する必要がある。謂ふ所のルーシの二元主義とは云ふ迄もなく、分裂後のキエフ侯國を中心とする西南ロシアに對し、新興のロストフ・スズダリ侯國に代表さるゝ東北ロシアの拮抗状態を指す。

オカ河と上流ヴォルガ河の灌漑するスズダリの地は森林深く人煙稀なる僻地として、十二世紀キエフ諸侯からは、殆ど問題視されなかつた。スズダリの地がユリー・ドルゴルキー侯(1155—57)を其の最初の領主として載したのは、全く地のかく悪地なると彼がウラヂミル・モノマフの小子であるとの理由に基くものに外ならなかつ

た。併し乍ら森林と沼澤とに蔽はれたとのみ思はれてゐたスズダリの地には、實は尢大な未開の沃地が在つた。舟運の便は、當時ヨーロッパへの窓と云はれたノヴゴロドを有する西北ロシアとの連絡を容易にした。穀物生産に乏しきが故に、之が供給地の諸侯に從屬するを常としたノヴゴロドは、こゝからスズダリ侯國の傘下に入つた。自由なる企業を阻害すべき舊來の貴族階級を持たない所から、手工業の發達せる新都市の發生を見た。ヴォルガ・ドン兩河の水系を利用する東西南三方面との商業は、特にドニエプル水路の凋落を契機として、著るしく活氣を呈した。そして最後に、貴族社會による政治的掣肘度の淺い新開地なるが故に、爾他のルーシ諸地方に未だ其の例を知らぬ獨裁政治への堅實な歩みが能く續けられた。東北と西南とを以てするルーシの此の二元主義は、かくて其の對立を永續せしめなかつたのである。均衡は豫想外に早く破れ、ユリー・ドルゴルキー侯の二子アンドレイ・ボゴリニュープスキー(1157—74)、フセヴォロド・ユリー・エウキッチ(1176—1213)兩侯の治世の間に、キエフは遂

にスズグリ侯の征服する所となつて了つた。ロストフル
スズグリ侯國のキエフ侯國に對する此の覇權は、全ルー
シ的事實を多く東北地方に依存せしめずには措かぬ筈で
ある。此の限り、フセウオロド侯によるボルガル汗國・モ
ルドワ帝國に對する數次の討伐の結果將來せられた其の
東方進出を含むスズグリ侯國の東方關係は、決して單な
る局地的現象とのみ解せらるべきではなくして、當然其
の意義を全ロシア的現象にまで擴大されねばならないで
あらう。ルーシに於る深まり行く東方との交渉が、蒙古
人の出現を俟つ迄もなかつた次第を見るべきである。

所で愈々問題の一二三年に始まるモンゲゴルのロシ
ヤ支配であるが、此のロシア史に所謂モンゲゴル時代と
稱せらるゝものは、何しろ其が交渉とか關係とかの言葉
を以て表現され來つた在來の概念を一轉し、文字通りモ
ンゲゴルの支配下に二百餘年の日月を經過しなければ
ならなかつたもの丈に、上記の如き東方關係を持續せる
彼等ロシア人にとつても、劃期的な事態だつたことは一
點の疑も容るべき餘地はない。然も此の事象たるや、モ

ンゲゴルの支配とは稱しながらも、實は西方諸記録が一
致して傳へるタ、ールの名の如く、⁹ロシア人にとつて
全く未知に屬するモンゲゴルとは其の數極めて少なく、
寧ろ之に配せられた絶對多數のトルコ人を以てする侵略
であり支配であつた關係上、ルーシ已存の東方關係は飛
躍的ではあるが併し頗る順當な發展性を賦與されたもの
と云ひ得られるのである。論じて是に及ぶ時、十五世紀、
モスクワ王國の名を以てするヨアン三世(1463-1505)の
全ルーシ統一は、其が嘗てのウラヂミル¹⁰スズグリ大侯
國內に於る新興にして且つ一小諸侯國たりしモスクワ侯
國を基盤とし、他方金帳汗國治下の二世紀を其の過渡期
とするものであつた點、此の王國の成立に就て蒙古史へ
の考察が不可缺條件たることは更めて贅言する要はな
からう。吾々は之に關する最も印象的な事例として、モ
スクワ王國を特徴附るツァーリズムの政治概念が、往々に
して猶ほ主張さるゝにも拘らず、ビザンスよりの借用と
は斷じ難い一事を擧げることが出来る。¹¹蓋し已に十二
世紀、上記ウラヂミル¹⁰スズグリ侯國に兆し初めた君權

強化の傾向に當然拂はるべき一應の考慮はさりながら、其の決定的要素こそは正しくツァーリ (Tsar) の上に「偉大なるベク・白きハン」の稱號を以て生々しく痕迹したあのタ、ール人の國家思想に照應すべきサライ (Saray) よりの遺産に他ならなかつたからである。此の點、モンゴル政權の影響をばよし全然無視せざる迄も、極度に之を過小評價せんとする前世紀ロシア史學界の定説が—ボルチン「ロシア史註釋」・ポレヴォイ「ロシア國民史」・ソロヴキョフ「ロシア史」・ロジコフ「ロシア史」等—今世紀と共に次第に變りつゝあるのは—コストマロフ「古代ロシアに於る君主制の起源」・クリュチエフスキー「ロシア史教程」・プラトノフ「ロシア史教科書」・セルゲーヴキツチ「ロシアの古代法律」オストロゴルスキー「ロシア史教程」等—何としても正當なるべき改訂と云はねばならぬ。

【註】

- (1) 除村吉太郎譯、「ロシア原初年代記」
- (2) *Jon Khorakibeh (Journal Asiatique, 1865)*
- (3) V. バルトリド「ヨーロッパ及びロシアに於る東洋研究史」(外務省調査部譯)
- (4) 全 右

- (5) タ、ール *Tatar* とは本來モンゴル部と同一種族に屬する部族名である。成吉思汗の出現より以來、彼の屬するモンゴル部の名稱が擴大せられて竟に同一種族全體を覆ふ總稱に轉化した如く、十二世紀以前のタ、ール部は、所謂現今のモンゴル種族の代表的部族として其の名を同種のすべてに適用されて居た。八世紀の突厥碑文に三十姓タ、ールと示され、十一十二世紀、即ち遼國時代の史料に韃靼として述べられてゐる内容に、當時に於るトルコ族及びキタン人・チユセン人・漢人の爲した此の通例を見得るであらう。こゝから、モンゴル大汗國の下にタ、ール部人が廣義に使用されたモンゴルの名に包攝されるや、タ、ール部の名稱は今度は更めて同汗國治下の全トルコ種族を包括する總稱に轉化したのである。ラシード・ウデキンは氏の間の消息を正しく説明して「タ、ールの非常な盛名と榮譽との故に、他のトルコ民族は凡て自らタ、ールと自稱するに至れり。然かのみならず彼等はタ、ールと交る事を以て無上の光榮となし、タ、ールの名を以て著名となる事をすら譽れとしたり」と。(Erdmann von Franz: *Vollständige Uebersicht der ältesten türkischen, tatarischen und mongholschen Völkersämme nach Raschid-ad-din's Vorgange*)
- (6) アンドレイ・ボゴリチエフスキー侯によるウラヂミールズズダル侯國に於る獨裁政治制樹立は、一般に東ローマ帝國に範を取りしものと定説されてゐる。(Sonia E. Howe: *A thousand years of russian history*) 恐らく其に相違はなからう。モスク

ワ王国のツアーリズムを以てビザンスよりの移入とするベスト
ウーゼフ・リユーミンの考は、此の點スズダル侯國の直接發展
せる結果としてのモスクワ王国を想定する爲でもあらうが (B.
Grekov: *La horde d'Or et la Russie*) 遺憾ながら其の中間に
存在するモンゴル時代への考慮が餘りにも少なすぎる。

(7) B. Grekov: *ibid* M. Ostrogskii: *Uchebnik ruskoj istorii*

—

此の年、吾等の罪業の故に、未知の種族來寇せり。彼等
が何者にして何處より來り、又如何なる言語・宗教を
有し如何なる種族に屬せるや、何人も正確に之を知ら
ず。タルタル人なりと云へる者もあれば又或はタウル
メン人・ペチエネグ人なりとも云へり。……呪はれ
たるポロヴェッツ人の殘存者等は、コチャーンを首め
數多くの君侯に至るまでロシヤに逃れ來れり。コチャ
ーンはガリーチのムスチスラフの男に當りたれば、ポ
ロヴェッツ諸侯を伴ひてガリーチに來り、婿なるムス
チスラフ並にロシヤの全諸侯に挨拶し、馬駝水牛・乙
女等よりなる莫大な贈物を彼等に齎して曰く「吾が國
土は今日奪ひ去られたり。明日は汝等の國に及ばん」

と。……ロシヤ諸侯は各々領内に軍勢を整へ、全ロシ
ヤを糾合してタルタル人を討つべくドニエプル河畔の
ザルブに向ひ進撃せり。))

是れ一二二三年 ロシヤ曆六七三一年 蒙古太祖十八年癸未夏、²⁾ ドン・ドニエプ
ル兩河の間に於てアゾフ海に注ぐカルカ河、即ち現時の
カルミウス河畔に、モングゴル・ロシヤ兩軍の歴史的
會戰を生起せしめるに至つた經緯を傳へてロシヤの年代
記の云へる所である。フワラズム國主アライ・ウデケン・
モハメッド (1200—21) を生擒せよとの成吉思汗 (1203—
25) の命を受けて、アゼルバイジャンを疾風の如く北上
したモングゴル將軍哲別速不台がアラン人を粉砕しつゝ、
南ロシヤの草原に姿を現したのは、正しく一二二三年の
事に屬する。そして此の結果、想はざる異民族の出現に
狼狽したコチャーン以下のキプチャク人諸侯は、³⁾ デシト・
イ・キプチャクに營める同年冬のモングゴル軍の冬營の
暇を利用してロシヤ諸侯の疆域に走つたのである。

モングゴル軍の此の第一回ロシヤ侵入に關しては、併
し乍ら重要なのは之に對するロシヤ諸侯の團結であつ

た。ガリシヤ侯ムスチスラフ・ムスチスラヴキツチを中心に結束せるキエフ侯ムスチスラフ・ロマノヴキツチ、チエルニゴフ侯ムスチスラフ・スヴヤトスラヴオヴキツチ、ペレツプニツ侯ムスチスラフ・ヤロスラヴオヴキツチ、ヴォルイニヤ侯ダニール・ロマノヴキツチの面々、それにキエフの會議にこそ不参したものの、此の遠征に参同を吝しまなかつたヴラヂミル大侯ユリー・フセヴォロドヴキツチを加へて、其の威容は正に意想外なものがあつた。リ分裂前のキエフ國家に在てならばいざ知らず、諸侯分立の當時に於てかゝる陣容は殆ど奇蹟的と云ふも過言ではない。之をしも單に外民族との對抗上の必要とのみ云ふならば、これまで屢次に互るポロヴェツツ人との抗争に、ボルガル汗國・モルドワ王國への遠征に、はた又リトワニヤ人・スエーデン人の侵寇に際して、殆ど其の盡くが反證を呈供するであらう。⁵⁾ ロシヤ諸侯にとつては全く未知のモンゴ軍ではあつたが、併し其のペルシヤを蹂躪シカヴカズ諸侯を粉碎せる事實を目覩し傳聞せるキプチャク人によつて強調された彼等の異常な脅

威、之がロシヤ諸侯の結合を生み出した最大の原因でなく何であらう。果せるかなモンゴ軍の退却作戰に陥つたロシヤ軍が、聞きしに劣る弱敵なりと誤斷した瞬間、其の結束は破れたではないか。ガリーチ侯ムスチスラフはヴォルイニヤ侯ダニールと共に抜け馳けを以てモングルの前哨部隊をドニエプル東岸に破るや、追撃數日にしてカルカ河畔に達し、再び單獨攻撃を實行した。此の輕卒がロシヤ軍に未曾有の大敗を齎したのである。チエルニゴフ侯以下、戰歿せる諸侯六人、キエフ侯は降伏して後殺戮せられ、逃れ歸る軍勢僅かに十分の一と稱せられる⁶⁾ 所謂カルカ河の戰が是であつた。

曷思麥里進擊韓羅思於錢兒山。克之。獲其國主密只思臙。⁷⁾ 哲別命曷思麥里獻諸朮赤太子。誅之。⁷⁾

元史曷思麥里傳のこゝに捕獲すと云ふ^{オロス}韓羅思國主密只思臙^{ミチス}が、キエフ侯ムスチスラフ・ロマノヴキツチに相當し、同速不台傳の

速不台至阿里吉河。與韓羅思大小密赤思老遇。一戰降之。⁸⁾

カキヤ
阿里吉河の合戦に降服せしめた大小密赤思老とはキエフ
侯及び其の年長に當るチエルニゴフ侯ムスチスラフ・ス
ヴァトスラヴォヴキツチを指すは云ふ迄もない。

モンゴゴル人との最初の接觸に際して一應、美事な結
束を爲したかに見へたロシヤ諸侯が、戰雲未だ收らざる
の間に早くも之に破綻を來さしめたに就ては、彼等の懐
く協同意識が感情的な激烈さにも拘らず未だ理性的な深
まりを持たなかつたに所因すると觀なければならぬの
であるが、併し一時的にもせよ兎に角、彼等に此の意識
を持たしめ得たものが獨りモンゴゴルの侵寇であつた事
實は忽諸にすべきではない。ドニエプル河に至つて折回
した哲別・速不台の其の後の消息に關して「何づ方に
身を隠したるや、吾等は知らず。神のみ之を知らん」と
云へる年代記作者の言の如く、忽焉として消滅したモン
ゴゴルよりの脅威を前にして、ロシヤ諸侯が再び内紛を
事とする舊態に復したのは詮もない。が併し其の後十餘
年、一二三七年を以て此の度は東北ルーシの東南邊に同
じき外敵が再び其の姿を現はした時、ロシヤは遂に再び

團結しなかつた、少くともそう云はれてゐるのは何たる
事であらうか。吾々は此の問題をこゝに取上げる理由が
あるであらう。

成る程、所謂拔都の遠征を以て知られてゐるモンゴゴ
ルの第二回ロシヤ侵入に際して、ロシヤには前回の如き
華々しい結末が見られなかつたのは否むべくもない事實
である。併し乍ら、此の場合と雖も結末が全然なかつた
譯ではない。最初の攻撃に曝されたリヤザニの諸侯は
いち早くユリー・イゴレヴキツチ指揮の下に參集しつゝ
ムロム侯・プロンスク侯を糾合する一方、ヴラヂミル大侯
ユリー及びチエルニゴフ侯ミハイル・フセヴォロドヴキ
ツチに求援した。不幸この要求は、リヤザニ侯に含む所あ
るチエルニゴフ侯によつては全面的に拒絶せられたもの
ゝ、ユリー大侯の態度は然かく單純ではなかつた。リヤ
ザニ侯の指定する求援計畫にこそ聽従しなかつたけれど
も、彼には侵入軍邀撃の意志は強固だつたし、事實其の
準備は着々として行はれてもゐた。唯々其がリヤザニ諸
國の赴援に間に合はなかつたことゝで前回ガルカ河の合

戰に際しても、大侯の軍勢が間に合はなかつたのを想起すべきである。廣大なルーシの地に在て、文字通りの大同團結が而も突嗟の間に成立するなどは考へる方が間違つてゐる。一二二四年の場合に於ても、諸侯の結束は概して侵寇地に近き西南ルーシにのみ完全だつたに過ぎないとすれば、此の度のリヤザニ・ムロム・プロンスク、それにヴラヂミルを加へた諸國の結合は決して云はれるが如き孤立状態ではなかつたのである。殊にバトウの西征は、元朝秘史も云へる如く「子どもの兄出征すれば軍盛なり。出づる軍多くなれば顔色高く勢よく行くなり。彼方の敵人はあまたの國あり。其の鋒は剛く、彼等の民怒れば己が器械に死に、彼等の民は器械銳利なりと云はれたり」との察合台の發議に同じた太宗窩濶台が、諸王・公主・駙馬より以下、萬戶・千戶・百戶・十戶の末に及ぶまで悉く其の長子を出陣せしめた頗る大規模な遠征隊であつた。チングギス・ハーン四子の各家からは夫々バトウ・不哩古克蒙格の各長男を出し、之に配するにロシア征伐の經驗者たる勇將スプタイを以

てせる此の軍勢が、前次に幾倍する絶大な威力を發揮したに何の不思議はない。さればこそリヤザニ諸國は云はずもがな、當代ルーシの弱者を以て任ずるヴラヂミル大侯國すら、忽ちの中に潰滅せしめられた結果は、軍事的に東北よりも數段の差ある西南諸侯國に年を更めて其の銳鋒が轉ぜられるや、こゝに別個の形勢が自ら展開したのである。別個の形勢とは他でもない。モンゴゴル軍の進撃に前立つ諸侯の逃亡が是であつた。キエフ侯ミハイル父子然り、ガリーチⅡヴォルイニ侯ダニールまた然りである。風を望んで敵前に外國に亡命する所、諸侯の結束などゝは思ひもよらぬ事柄であらねばならぬ。モンゴルの第二回ロシア侵入に際して、彼の地の諸侯間に活潑な合同態勢の整へられなかつた理由が略之に盡きてゐるとすれば、此の現象を以て直ちに彼等の協同意識の低下、若しくは減却を論じ得られないのは固より當然である。

此の意味に於て確に、モンゴゴルは十三世配の分裂ロシアに統合意識を燃え上らしめた點火者であつた。唯、

其にしても彼等モンゲゴルに幸だつたのは、此の意識の熱意が瞬間的な火花に終つた事である。従つてロシヤ人には尙ほ名實共に具はる統一への第一歩が、モスクワ侯ドミトリ・イワノヴキツチ(1823—89)による一三八〇年のクリコヴォの戦勝に踏み出される迄、實に一世紀半に亙る永い期間が必要だつた譯である。勿論、此の一世紀半の間、ロシヤ人の回想には團結による効果と云ふ積極的な面は微塵だにも出なかつた。そこに映像されるものとは唯々無結束の齎した悲惨への悔悟のみであつた筈である。併し乍ら、金韓兒衆より来る重苦しい不斷の壓制には、當然彼等にも反作用がなければならぬ。ロシヤ正教會が、一二四〇年のネヴァ河の合戦に外敵スウェーデン人の大軍を撃破したノヴゴロド侯アレクサンドル・ヤロスラヴオヴキツチ—此の勝利を記念して、國民的英雄に祭り上げられた彼にはネフスキの異名が與へられた—に對して、其のモンゲゴル政權への絶對服従者たりしにも拘らず、宗教上最高の待遇たる「聖者」の稱號を許したが如き、この主權者モンゲゴルへの憚りに隠れ

た處置ではあつても其の恰好な一例たり得るであらう。ルーシの統一思想は諸々のロシヤ年代記を貫く根幹的精神だと云はれてゐる。事實、ノヴゴロド年代記は國內諸侯の抗争反目を殺する段には必ず「人類への福祉を毫末も欲せざる呪ふべき破壊の惡魔がロシヤ諸侯の間に不和の種を蒔いた」との常套語を以て嫌忌に充ちた筆を走らせてゐるのである。其等が一樣に夕、イル人支配下の時代に在つた史家の編纂撰述に係るを思ふ時、地下に底流するロシヤの動向が何によつて那邊に向ひつゝあつたか、推測に難からう筈はない。

【註】

(1) The chronicle of Novgorod.

一九一四年刊行に係る Robert Michell, Nevill Forbes 共譯の「ノヴゴロド年代記」には、此の記載を六七三二年即ち西曆一二二四年に繋げており、之がロシヤ史に關する著述・教科書に普通定説として一二二四年説が採用され來つた根據を爲したものであるが、併し其の前年に屬すべき記事たることは申す迄もない。除村吉太郎譯「ガリーチ・イワノヴキツチ」並びにB. グレコフ「金帳汗國とロシヤ」に引用する一八八八年版「ノヴゴロド年代記」・「ラヴレンチー年代記」には正しく共に六七三

トワニヤ人・スエーデン人の侵入の場合としては、ノヴゴロド侯アレクサンドル・ヤロスラウオヴキツチの獲得せる一二四〇年のネヴァ河の大勝が特に有名である。何れもロシア諸侯の團結を伴はない單獨の行爲であつた。

(6) The chronicle of Novgorod.

(7) 曷思麥里傳に見ゆる本合戦の地名鐵兒山に就て、洪鈞「元史譯文證補」は之を孩耳桑の字面を以て寫し、其の山に非るを云ひ、那珂博士「成吉思汗實錄」は之に従つて居られるも、「ノヴゴロド年代記」には明確に、カルカ河畔の岩山に陣しつゝガリイチ侯以下の敗戦を傍觀して動かなかつたキエフ侯及び此の陣地に據つて後三日間の抗戦を續けた末、竟に投降して捕縛された彼を措寫してゐる以上、鐵兒山は此の岩山の名と解すべきである。

(8) 速不台傳の此の阿里吉河がカルカ河に該當するは疑なき所、従つて阿里吉は呵里吉の誤であらう。

(9) リヤザニ侯國への攻撃は、其がモンゴル軍の第二回ロシア侵入の緒戦であつた丈に、元史に獨り委細が述べられてゐる。即ち憲宗本紀に云ふ。

復與諸王拔都征斡羅思部。至也烈贊城。躬自搏戰破之。

也烈贊城とは烈也贊城を書いて文字の顛倒せるもの、明かにを寫してゐる。此の點、昔里鈴部傳の

從諸王拔都征斡羅斯。至也里贊城。大戰七日拔之。

也里贊城の替は贊の誤にして同じく里也贊城と直すべきであ

(10) 「聖者」の稱號は、普通宗教上の功績に限つて與べられるを原則とするものではあるが、ロシア正教會に在ては例外は必ずしも少くない。アレクサンドル・ネフスキーの場合に匹敵する例を擧ぐれば、十六世紀の末、後方ウラル遠征に従事しロシアのシベリア開拓の先驅者となつたかのドン河のコザツク出身者エルク・チモフエヴキツチがそうであつた。

二

モンゴル人が征服せる文化地域一般に對して、其の經營保持の手段としての達魯花赤を配置したことは周知の事柄に屬する。北支那に於て、東西トルキスタンに於て、はた亦ペルシヤに於て吾々は無數の此の例を迹附けることが出来るであらう。蒙古語に「鎮壓者」を意味する此のダルガチは—トルコ語には之に相當してバスカクの語がある—此の點、何よりも反抗者を彈壓すべき軍隊の指揮權を握る軍官であつたことは云ふ迄もないが、其と共にモンゴル政權の政令を確實に施行に移すべき他の本務に基き、監督官乃至は直接民政を掌る施政官であつた點も又看過してはならない。リ文獻の徴する限り、

チングギス・ハンの初年、畏吾兒の内屬に伴つて早くも其の創設を傳へられる此の官職は、爾後モンゴゴル大汗國の膨脹につれて其の政治的發展を象徴する具體的標識となつた。此の大勢が獨りロシヤにのみ例外を許さるべき理由は無論ない。

ロシヤの諸年代記には之に就て一二六九年の條にウラヂミルの大バスカクなるアムラガンの記載を持つてゐるのが其の初出であるらしい。ノヴゴロド年代記に云ふ。

此の年の冬、(ヴラヂミル大侯)ヤロスラフ侯はノヴゴロド市民に諮つてスヴァトスラフをニズ地方に出して軍を集めしめ、自らは全諸侯及び無數の軍士を率いてノヴゴロドに至れり。中にウラヂミルの大バスカクなるアムラガンありき。

一二六九年と云へば併し、バトゥの征服を去る三十年の後に係る。ロシヤに於るダルガチ^{II}バスカクがこゝに始めて其の出現を見たとは到底受け取れない。況んや元史には之に先立つ十餘年に、既に韓羅思^{キョロシ}達魯花赤^{ダルクワチ}之^ノ任命を云ふに於ておや。元史憲宗紀に云ふ。

七年○西曆一九一〇年九月。以駙馬刺真之子乞解爲達魯花赤。鎮守韓羅思。仍賜馬三百・羊五千。

尤も憲宗本紀の此の記載も、直ちに以て其の創設と見做すことは難しい。蓋し、ダルガチ^{II}バスカクとは本來「又撒兒塔兀勒^{サールタウトル}(Altai)の民を取り舉へて成吉思汗^{チンギスハーン}」の制度の發端を述ぶる元朝祕史の一節にも明かな如く、占領地の都市毎に配置さるゝを原則とした。廣大なルーシの地に、乞解一人を以てするダルガチの任命は凡そ不條理の極みである。此の點、一步譲つて乞解をば安南・高麗の所謂附庸國の例に照して、都城に駐紮する國政監視のダルガチなりと假定するも、其所には尙ほ未解決の問題が存在する。他でもない。在來の政權の存続を容認するとの事態の下に、モンゴゴル大汗國と屬國的關係に入つたロシヤではあるが、否在來の政權の存続を許されなければこそ、其所には數多き諸侯國の併存が見られ、従つてヴラヂミル大侯國にはヴラヂミルの、クールスク侯國にはクトルスクの、又ロストフ侯國にはロストフの

バスカクが夫々整備されてゐたのが後年ロシヤの實情だつたからである。かく考ふる時、乞罽の任命は、北支那に早く其の適例を觀うる也可達魯花赤^カ即ち大ダルガチ制のロシヤに於る展開としか解し得られまい。但し此の場合のエケ・ダルガチなるものも、其がヴラヂミル大侯國の所謂大バスカク其の物を指すものなるや、或は更に別個に之をしも其の管下に持つより高級なバスカクを意味するやに就ては、斷案を下すべき資料を有しない。其は兎に角として乞罽にして、果して然りとすれば、ロシヤに於るダルガチ^{II}バスカク設置の年代は當然更に遡るべく、恐らくは一二四二年のヴラヂミル大侯ヤロスラフ・フセヴォロドヴキツチ(1238—46)のバトゥ本營への參覲、若しくは一二四六年、右ヤロスラフの二子アンドレイ(1248—56)アレクサンドル(1255—63)の大汗宮廷への伺候を去る數年の後の事柄でもあらう。蓋し内屬國は先づ大汗又は其の代理者の許に、其の君主自身が親しく出頭して忠誠の實を示し、然る後、始めて封領の安堵を正式に承認さるゝを原則としたモンゴゴル大汗國に在て、

ヴラヂミル大侯一族こそは其の最初の實踐者であつたらである。^カ屬國に對するダルガチ^{II}バスカクの任命が、大汗の宗主權を認め其よりする各種負擔に應諾する諸侯の樹立安置を^カ前提とするものたるは云はずして明かな道理である。こゝにロシヤの諸年代記がルーシのバスカクを記して先づウラヂミル大侯國のアムラガンに及んでゐる事實の決して偶然ならざるを知らねばならない。事實モンゴゴル支配下のルーシに在ては、バスカクの配置網は極めて密であつた。A・ナソノフは現今ロシヤ村落の名稱として殘され居る數多いバスカキ・バスカコヴォ・バスカチ・バスカコヴァ・バスカチエヴォ等に基いてモンゴゴル監督官の廣泛な配置狀況を詳細に報告してゐる。^カかくして既にヴラヂミル大侯國より以下、チエルニゴフ・スモレンスク・ガリーチ・リヤザニ等、舊來の諸侯國を附庸國として其のまゝ安堵する容認あり、次で此等諸國に對するダルガチ^{II}バスカクの設置があつたとすれば、連關して引續く第三の事象として、直接貢賦の徵發か乃至は納入すべき貢税の規準を定むる人口調

查が此等諸侯國に當然あつて然るべきである。吾々は其の確實な先蹤を次に掲ぐる太宗元年の勅に見てゐるのである。元史卷二、太宗本紀に云ふ。

元年〇一^一命河北漢民以戸計出賦調。命耶律楚材主之。

西域人以丁計出賦調。命麻合沒的滑刺西迷主之。

戸計を以てするにせよ丁計を算してするにせよ、此の税制の行はるゝ爲には、先づ漢土・西域の戸口調査が附隨問題であらねばならぬ。尤も此の場合、史料の不足は確實なるべき此の推理に對して僅かに極めて簡略な事實しか提供しないのであるが、此の缺は今一つアルメニヤの事例を藉つて完全に補はれるであらう。

〔アルメニヤ王子〕アヴァクは大汗の許に至りて服從の動機を告げしに、大汗は恩恵を以て之を遇しモンゴル人の妻を與へて歸國せしめたり。大汗は又モンゴル將軍にアヴァクに其の封領を還附せよとの勅書を書き送り。アヴァクの歸國するや、モンゴル將軍は大汗の命を謹みしが安息と財産保全の喜びも東の間にて、聽て不當徵發・召喚・軍役勤務等により苦惱は再現せ

り。……アルメニヤ曆七〇三年^{一〇二二}五四年一月十七日
二五五年一月十六日
マング大汗及びバトゥはアルグンを代官として派遣せり。彼はタルタルに服屬せる國土より大汗に奉るべき税賦の總管職を與へられ、タルタル人統治下の衆庶に對し其の人口調査を命ぜられし者たり。彼等は此の使命の完遂の爲に全國に赴き、アルメニヤ・ヂョルヂヤ・アグリアンス並に其の近隣に於て女子を除く十歳以上の男子を數へて登録し、苛酷にも財力以上の貢物を強要せり。

十三世紀前半のアルメニヤ史家ギユラゴスの語る當代アルメニヤの生々しい體験はかうであつた。³³ 漢土・西域・アルメニヤのモンゴル大汗國への服屬に遲速の差等があつたにつれて、其の戸口調査も又年次の前後を持つのは必然である。太宗朝の末年を以て漸く一應の經略を終つたばかりのロシヤは、従つて同じく戸口調査を持つならば、其の年次は正に前三者中アルメニヤに匹敵すべき其でなくては叶はない。果せるかな、場所をキエフ市に時を一二四五年として、其の最初の戸口調査を報ずる

ものにノヴゴロド年代記があり、

一二四五年、バトゥ王はチエルニゴフのミハイル侯を九月十八日、其のオールドに殺害せしが事の顛末は次の如し。前に異教徒タルタル人のロシア國を犯すや、ミハイル侯等は都城に立て籠りしに、やがてバトゥ王の使者あつて當時キエフを保有せるミハイルの許に至れり。其等の詞の偽りなるを看破せる彼は、使者を死罪に處して自らは家族同伴ハンガリアに逃れたり。是に於てキエフ市民の或者は遠隔の地に走り或者は洞穴・森林に匿れ、依然市中に残存せし者は極めて稀なりき。されど其後程なくして此等市民等は概ね市に復歸せしかば、タルタル人等は之等の數を調査し貢税を賦課し始めぬ。……

次では一二五七年以降三ヶ年に亙るスズグリ・リヤザニ・ムロム・ノヴゴロド諸侯國の其が、發端を一二五三年に繋げられて元史に現はれて來る。

憲宗三年 ○西曆一
二五三年 春。遣必闐別兒哥。括韓羅思戶口。

蓋し必闐別兒哥と稱する憲宗の派遣した此の籍民官こそ

は、ノヴゴロド年代記、一二五九年の條に

此の年の冬、生食を常習とする呪はしきタルタル人ベ
ルカイ・カサチツクは妻妾其他を同伴して來れり。ノ
ヴゴロドは爲に非常なる騷擾を起しぬ。……呪はれた
る者等はクリスト教徒の家々を登錄しつゝ、街々を騎り
廻り始めたり。

と示さるゝ戶口調査のタルタル人ベルカイ其者に他なら
なかつたし、同時に

一二五七年、タルタル人はノヴゴロドに對しても商稅
及び十分の一稅を徵集せんと欲し居るとの凶報ルシヤ
より傳はりたり。

の如く已に前々年以來、豫想されてゐた此の調査が

一二五七年冬、括民官等來つてスズグル・リヤザニ・
ムロムの諸侯國を調査しオールドに歸りけり。

とのラヴレンチ一年代記の報導に直接聯關すること疑
なき故である。キエフと云ひ、スズグリ・リヤザニ・ム
ロム・ノヴゴロドと云ひ、其の何れもが早くモンケゴル
人に歸順を致し、夫々所領を安堵されたウラヂミル大侯

ヤロスラフ一族以下の侯國であつた點に注意すべきである。尤も元史憲宗本紀の右記載は、其の前後に漢地・イランに於る同様處置の施行を見る全大汗國的行政の一環であつて、獨りロシアをのみ分離して考察すべき性質のものではないが、其にしてもルーシの此の戸口調査が一二五三年を以て決行さるゝに至つたに就ては、上記段階の経過があつたなればこそであるを思はねばならない。

ルーシ諸國はかくてダルガチリバスカク官の監臨の下に異國的な各種の行政を強要せらるゝことゝなつた。諸侯民衆の好むと好まざるとに拘らず、強大な軍事力・政治力を以て彼等の上に覆ひ來るモンゴルの統治は、縱令それが間接の支配ではあつたとしても、分裂ロシアに何等か統一の基盤を與へずには措かない。舊慣に合はずとして各地に不穩の形勢をすら惹起せしめた人口調査ではあつたが、此の民衆の反感も後述の如く強引に押し切られて、全國劃一的な調査は完結した。驛遞の設置は從來侯國毎に分斷され居た交通線を前後左右に打通したし、其れ自體に現物主義を濃厚に表現する商稅十分の一稅の實

施は、⁽¹⁾金汗國歴代の傳統政策たる商業保護の立場と相俟つて物品經濟への趨勢を促進し、牽いて其が大統一への氣運を生み出した。敷へて是に至る時、吾々はモンゴル政權の存在が封建ロシアに本質的な各種の國內的封鎖性を打破するに如何に有力な因子であつたかを正しく評價せざるを得ないのである。

【註】

(1) 愛宕松男「元代都市制度と其の起源」(昭和十三年四月「東洋史研究」三ノ四)

(2) 新元史卷六、憲宗本紀には駙馬刺眞を納陳に作る。駙馬納陳と云へば恐らくは翁吉刺惕の特薛禪 *Dai Sejan* の孫を指すものと察せられるが、其にしては同卷二十八、氏族表には乞惕の名を載せてゐない。柯劭忞の憑據を確め得ぬ限り此の説には直ちに從ふ事を得ない。姑らく錢大昕「元史氏族表」卷三に因り部族の考ふる無き者とする。

(3) 元史卷一二〇、扎八兒火者傳に都達魯花赤を

〔太祖九年西曆一四〇一〕金人遷汴。……乘輿北歸。留扎八兒與諸將守中都。授黃河以北・鐵門以南天下都達魯花赤。

と云ひ、同卷一二四、速哥傳に大達魯花赤を

乙未太宗七年帝從容謂速哥曰。我將官汝。西域・中原惟汝擇之。速哥再拜曰。幸甚。臣意中原便。乃以爲山西大達魯花赤。

かく述べ、更に同卷一五〇、耶律阿海傳には也可達魯花赤を記して次の如く云ふ。

〔耶律阿海子〕綿恩哥。監達魯干城。久之請還内郡。守中都也。可達魯花赤。

(4) ヤロスラフ・フセヴォロドヴキツチは、ヴオルガの上流シチ河畔に一二三八年三月を以て演ぜられたモンゲウル軍との會戰に敗死した兄ユリー・フセヴォロドヴキツチを繼いで大侯位に登つたのであるが、バトウよりする正式承認は彼が其の召喚に應じて一二四二年に之がオルドに伺候した直後であつた。併し乍らバトウの越權的な此の行爲は、從來より彼と對立關係の深い太宗皇后ツラキナ(トビニ)の本より承認すべき筈なく、折から其の地位の公認を更に大汗に求めんとてモンゴリヤ本地に赴けるヤロスラフは、不幸爲に此の犠牲としてツラキナの毒殺する所となり終つた。彼の死に關しては、程よくも彼と時を同じうしてモンゴリアに在つたブラノ・カルビニが貴重な其の委細を傳へてゐる。即ち

此の時(一二四六年八月)ススダルと云へるルシヤの一地の大公エロスラフが母后のオルダに死したり。其の次第は次の如し。即ち、彼は母后に招待されて其の營に赴き、恰も榮寵を示すかの如く、其の手づからなる酒食の饗を受けしが、一路歸途に就ける彼は直ちに臥病し七日の後、竟に永眠せり、其の屍たるや全身奇妙にも鉛色を呈せしかば、皆々其の毒殺されたるを信ぜり。

蒙古史の一側面としてのロシヤ史

かくてヤロスラフの死するや、空位となれるウラヂミル大侯位を繞つて兩者の確執は依然として繼續し、バトウのスヴヤトスラフ・ヤロスラヴオヴキツチ(スヴヤト)を立てるに對し、母后ツラキナ攝政の後を承けて立てる定宗グニク大汗(ゴニク)は之を廢して替ふるに其の兄弟なるアンドレイ・ヤロスラヴオヴキツチ(ゴニク)を以てした。かゝる中に大汗國には定宗歿し、引續く一大紛争を経て、こゝに前大汗の反對黨たる憲宗ムンゲ大汗(ムン)がバトウを首とする有力な支持の下に即位することとなり、従つて大侯アンドレイ失脚の後には、大汗及びバトウ兩者の意見一致によるアレクサンドル・ヤロスラヴオヴキツチ(ゴニク)擁立が實現したのである。以上の經緯を通じて吾々の注意すべき所は唯一つ、此等人物が悉く何れも或はバトウの本營に、或はモンゴリヤの宮廷に參觀してゐる事實でなければならぬ。因みに次に掲げるものは、ヤロスラフ一族に前後して見られたロシヤ諸侯の參觀表である。

年次	大汗の許へ	バトウの許へ
一二三八		リヤザニ侯オレ
一五二		捕虜として監禁
一二四二		大侯位を承認さる
一二四二		ウラヂミル大侯
一二四二		ヤロスラフ
一二四五		ノヴゴロド侯コ
一二四五		チエルニゴフ侯
一二四五		死に處せ
一二四五		ミハイル
一二四五		羅斯トフ侯ボリ
一二四五		らる

第三十卷 第四號

三一

塔魯虎得・訛魯不等節該。自今路應懸有係官諸物及投下宜賜
絲線段疋。並經由燕京・宣德・西京。其三路鋪頭口難以迭辦。
今驗緊慢定立鋪口數目。驗天下戶數通行科定。協濟三路。通該
舊戶二百一十七戶四分著馬一疋。新戶四百三十四戶八分著馬
一疋。舊戶一百六十九戶二分著牛一頭。新戶三百三十八戶四分
著牛一頭。……東平府路所管州縣城。驗戶二十三萬四千五百
八十五戶。內有復數民戶時重數訖五千八百五十戶。爲不見新
舊。權作舊戶免徵外。實徵二十二萬八千七百三十五戶。內有
本路課稅所從實勘當新舊戶計。照依鋪頭口分例。另行科徵送
納。

本聖旨の解釋に就ては、羽田博士還曆紀念論文集中の拙稿「蒙
古人政權治下の漢地に於る版籍の問題——特に乙未年籍・壬子
年籍及び至元七年籍を中心として——」に詳説する所があるか
ら之を全て略するも、文内の「課稅所が實に從い勘當せる新舊
戶計」の一節のみの説明はこゝに必要である。所で課稅所とは
何かの問題であるが、之に關しては

元年冬十一月。始置十路徵收課稅使。以陳時可・趙昉使燕京。
劉中・劉桓使宣德。周立和・王貞使西京。呂振・劉子振使太原。
楊簡・高廷英使平陽。王晋・賈從使眞定。張瑜・王銳使東平。
王德亨・侯顯使北京。夾谷永・程泰使平州。田木西・李天翼
使濟南。

との元史卷二、太宗本紀の記事がある。即ち太宗元年十一月を
以て燕京河北省・宣德府察南自治政・西京晉北自治政・太原山西省・平陽山西省

蒙古史の一側面としてのロシヤ史

合上河北省・眞定河北省・東平山東省・北京熱河省・平州河北省・濟南山東省
臨濟縣東平縣・正定縣軍平縣の十路の地を擇んで置かれ、文字通り課稅徵收に當つた官府で
ある。此の十路徵收課稅所の設置が、本文に云ふ河北漢土の稅
制々定と不可爲の事件たるや言を俟たない。課稅所戶の存在は、
かくて消極的ながら太宗朝初年に於る漢地の戶口調査を示唆す
る資料たり得るであらう。太祖朝に己に其の服屬に歸した河北
の漢土に續いて、太宗六年、金國の滅亡と共に淮水以北の漢土
も又モンゴル人の支配下に編入された。此の新情勢に應ずる
戶口の再調査が有名な乙未年籍となつて結實したことは、上記
の著稿に其の詳細を讀る。

西域、と云つても此の場合は東西トルキスタンであるが、此
の地の戶口調査に就ては元史卷一四六、楊惟中傳がある。

楊惟中。字彥誠。弘州人。金末以孤童子事太宗。知讀書有膽
略。太宗器之。年二十奉命使西域三十餘國。宣暢國威。敷布
政條。俾皆籍戶口。屬吏乃歸。帝於是有大用意。皇子潤出伐
宋。命惟中於軍前行中書省事。

楊惟中が年二十にして西域に使し三十餘國の戶口を籍して歸國
したと云ふ戶籍は、然らば果して何年の事柄に係るやと云へば
之に就ては多少の疑問なしとせない。蓋し元史の本傳によれば
中統元年若しくは其の前年に五十五歳を以て歿したとある點、
彼の西域派出は太祖二十年又は二十一年となり、太宗の命によ
ると解すべき其の使節行として穩當を欠くからである。新元史
卷一三三の本傳は、此の矛盾を避けてか單に次の如く改めて年

二十云々の一句を略してゐる。

……太宗器之。奉命使西域。籍其戸口而歸。皇子闡出伐宋。命惟中於軍前行中書省事。

想ふに元史本傳の年二十とは概數を述べしに止りしなるべく、從て太宗初年の出使たる點は容認して差支へなからう。果して然りとすれば、河北漢土と並んで東西トルキスタンに於る時を同じうせる戸口調査も又文献に之を述づけ得ることとなる筈である。

(8) E. Dulaurier : Les mongols d'après les historiens arméniens. (Journal Asiatique, 1888)

(9) B. Grekov : La horde d'Or et la Russie.

(10) 此の度の漢地に於る戸口調査は、所謂「壬子年籍」の名を以て呼ばれるもの、元史卷三、憲宗本紀に

「二年壬子」。是歲籍漢地民戸。

とあり。詳細は上掲せる拙稿「蒙古人政權治下の漢地に於る版籍の問題——特に乙未年籍・壬子年籍及び至元七年籍を中心として——」を参照され度し。

イランに於る其は、前に引用せるギュラゴス「アルメニヤ史」が旭烈兀のバグダッド征伐を述ぶる中に、一二五六年に於るイラン民衆に課せられた負擔に言反して

……nait (家畜税)・kharschouiri と共にアルゲンの制定せる無數の税目ありしが、フラグ王は更に *Uaqhar* なる一種の人頭税の課賦を命ぜり。王の戸籍に登録されし者は何人を探

はず、チズ百リール・酒五十リール・麥二リール・*dzendard* 二袋・紐二筋・銀塊一個・箭・馬蹄鐵其他莫大の調賦を納めざるべからず。

と云ふ。前に一二五四年、アルメニヤ・チオルチャ・アグーアンス地方に女子を除く十歳以上の男子を籍したアルゲン税の目あり、當時イラン人の一部も又「タルタリ人統治下の衆庶」であつた以上、此の前後に、イランの戸口調査が一度もしくは其れ以上行はれたことは自ら明かでないならぬ。

(11) モングトル大汗國への内屬國に課せられた義務六事、即ち納

質(君長親朝)・助軍・輸糧・設驛・供數戸籍・置達魯花赤の中、純軍事的意味の深い前三者は姑く之を除き、達魯花赤の設置・戸口調査の施行が獨りルーシの地に限らざる全大汗國的政策に關連してゐたことは既に説明した。設驛も亦其の例に漏れない。元史卷二、太宗本紀には「元朝秘史」に有名な太宗の四功四過を述懐する條に照應して

元年己丑。始置倉廩。立驛傳。

と其の設置の始を云ふ。站赤の名を以て蒙古・漢地に特色ある差役を構成した此の同じ負擔がロシアに於て何如に實施されたかに就ては、グレコフ「金帳汗國とロシア」に詳しい故に之を略す。

十分の一税に關しては、元史卷二、太宗本紀に見ゆる北支那の實例

二年庚寅。定諸路課稅酒課。驗貨息十取一。雜稅三十取一。

及びギュラゴスの傳へる其の西域に於る總括的實際に既に明瞭であるが

クニク汗が本國中央に於て至上の位に即くや、其の治下の諸地域に散在する軍隊の許に國帑徵集人を派遣し、彼等の所有する諸物品の第十番目の物を徵集すると共に、其の地の住民並びに服屬せるベルシャ・タヂツク・トルコ・アルメニヤ・チ

ヨルヂヤ・アグリアンスの君主よりの貢物を集めしめたり。

ルーシに於る場合を念の爲に指摘すれば、一二三七年リヤザニ侯國に現れたバトウから諸侯・人民に對して又あらゆる馬匹に就て十分の一税を提供すべしとの要求が行はれてゐるし、續いては一二五七年、「タ、ールはノヴゴロドよりも十分の一税及び商税を徵集せんと欲す」との凶報がロシアよりノヴゴロドに傳はつてもゐる。十分の一税が現物納入の典型的課税であつたことは更めて述ぶる迄もない。

三

西曆第十・十一世紀のキエフ國家は「早熟の國家」と評せられる。政治的にも經濟的にもキエフを中心とする結合が極めて薄弱だつたからである。十・十一世紀のキエフ國家にして然りとすれば、十二世紀以降、キエフ國家の解體に伴ふ分裂ルーシは正に「未熟の國家」と表現されるであらう。こゝには諸侯に迫る貴族群（勤務侯・大貴

族が有力な社會的地位を占めてゐたし、更に加ふるに本來單なる慣習上の機關に過ぎなかつたに拘らず屢々其の決議が政治上極めて重要な意味を持つた民會 (Veche) の存在があつて、諸侯國に於る政情不安定の素因を然してゐたからである。一一七四年、スズグリの貴族一黨はア
ンドレイ侯を暗殺して自己の好むリヤザニのムスチステフ・ロスチスラヴキツチ、同弟ヤロポルクの兩侯を擁立したしり一二四〇年にはガリーチの貴族ドブロスラフ、グリゴリーは彼等の戴く侯ダニールの世襲領地を横領した。²⁾ノヴゴロドの民會が一二一〇年、其の侯なるスヴァトスラフ・フセヴォロドヴキツチを追放して自らトロペツツ侯ムスチスラフ・ムスチスラヴオヴキツチを招いたのは著名の事實に係る³⁾殊に當時に於る諸侯は、殆ど何れもリユーリツクの後裔に屬する。こゝから世襲領地の分配・再分配の原理に藉つて、諸侯國相互間に合併改廢の安易さを生ぜしめた。事は一一四九年、キエフのイジャスラフ・ムスチスラヴキツチ侯がスズグリの侯ユリーの子にして従兄弟に當るロスチスラフの陰謀を非難して

さて兄弟よ。汝は吾が許へ父の許から來つた。其の故は父が汝を大いに辱しめ領地を汝に與へなかつたからである。吾は汝を正義に従つて名譽ある己の兄弟として受け領地を汝に與へた。云々

と云へる中によく反映されてゐる。かくてチエルニゴフ侯イーゴリの子等は、其の母エヰフロシニヤがガリーチ侯ヤロスラフ・ウラヂミロヴキツチの女なるの故を以て、一二〇二年、ロマン・ムスチスラヴキツチ侯の遺兒を逐つてガリーチの侯位を奪取したし、ガリーチ侯ユリ・レーヴォヴキツチは、一二八九年、叔父なるウラヂミル侯ウラヂミル・ヴァシリコヴキツチの遺志と稱してベレスチエ地方を占據した。⁵⁾ 中世封建國家に不可避の宿命として興へられた國土の分裂に次ぐ分裂の結果、前後六十四侯國の盛衰を見たルーシが、其の典型的な封建制にも拘らずかゝる下刻上の半面を具有してゐたことは果して能くモンゴルの統制に合致する態勢であつたらうか。答は云ふ迄もなく簡單に否である。彼等の公認した諸侯が又其の封領が、彼等の意志とは無關係に貴族・

民會の手に恣意的に改廢さるゝとすれば、これ程支配者モンゴルの權威を損ずる事はあり得ない。抑もモンゴルがルーシ諸侯の自存を容認し來つた所因は、一面其が彼等自身の内部に持つ外民族支配の形式に合致するものだつたからの故もさることながら、此等諸侯を通じてこそ最も徹底した統治が行ひ得るとの確信に培はれたものに他ならなかつた。かくてルーシ諸侯國に於る政情不安定の根元は、早晚何らかの形をとつて他動的に除去されねばならぬ問題であつた。そして此の場合、其が結局いかなる解決であつたかは、次に掲げる二個の實例によつて明かにされるであらう。其は一二七〇年、ノヴゴロドの民衆が民會を召集して彼等の候なるヤロスラフ・ヤロスラヴォヴキツチ(1233-73)の不法數事を指摘し、遂に其の退位を強要した時の事である。民會の決議に抗して飽く迄も侯位を保持せんと欲したヤロスラフは、武力による民會との正面衝突を決意し、使者ラチポールを金オルダに遣して遙かに其の支持を請はしめた。こゝで所謂「タ、ール」のツァリー」の態度が重要なのであるが、

此の求援に接した彼は直ちに援軍をヤロスラフに送つたのである。⁶⁾今一つの事例とは、之も同じきノヴゴロドに於る一二五七年・一二五九年の事件であるが、ノヴゴロド市民が折からのタ、ールによる戸口調査に反対して暴動の氣配すら呈するに至つた際、例の戸口調査官ベルカイ、カサチックの身邊を警護し併せて其の使命の達成に資するが爲、オルダの命を受けた時のノヴゴロド侯アレクサンドル・ヤロスラヴオヴキツチ自らが軍を率いて之を同伴し、所謂「市民の有力者連は貧弱なる者等に責めて貢賦の數を定むべき戸口調査に應ぜしめた」⁷⁾事例である。ルーシ諸侯國に普遍する如上の政情不安定に直面して、支配者モンゴルが一律に諸侯を支持して民會を鎮壓した點を見るべきである。嘗てモンゴル侵入以前のスズダリ侯國に、當時一般的ならざる風潮として、一度は興りたるも竟に永續することなく消滅し去つた侯權強化の傾向は、かくて今やオルダの強力な政策に裏付けられつゝ、新たななる脚光を浴びて再び其の形を全ルーシの上に現は來しつたのである。

勿論そうは云ふものゝ、此の結果が直ちに國內的にも國外的にもルーシ諸侯國の政情不安定の終熄を意味すると解せられてはならない。慣習法に基く民衆の政治的權限こそは、オルダと諸侯との利益の一致の上に常に能く抑壓されたものゝ、諸侯間の蠶食は尙ほ依然として迹を絶たなかつた。一二六三年のアレクサンドル・ネフスキーの死後、ノヴゴロドの侯位を繞る其の子ドミトリと其の弟ヤロスラフの永い抗争に首まり、就中十四世紀初葉より以來のモスクワ侯國の膨脹に、其の例は決して尠くない筈である。唯々併し乍ら此等の場合を通じて、或は賄賂により或は阿諛・僞瞞の手段を用ひ、事前の諒解にしる事後承諾の形にしる、兎に角彼等諸侯が其の行爲に對してオルダの承認を贏ち得てゐるのを思ふ時、吾々は十三・十四世紀ルーシの諸侯間に依然として認められる兼併を目して尙ほモンゴル統治よりの離脱と見做す要はないのである。ルーシの列國は正しくオルダの此の政策を通じて封建國家としての順當な成育を遂げて行つた。殊に後述する如く、ルーシに由緒ある大侯に關してモンゴ

ル政權の執つた諸侯グニヤチに對すると全く等しい支持の態度は、

現したと。

當初に於てこそ大侯の保持する列侯間に於る名目的優位

を現狀に則しつゝ許容すると云ふ意味を有したに過ぎな

かつたのであるが、併し諸侯國の健全な發育につれて、

其等を越へた優位なるものは、縱令其が單なる名目的に

しろ、自ら相對的に實力的附加を伴ふのは勢である。況

んや大侯位の利用に巧妙にして而も専心した歴代モスク

ワ侯の相ひ次ぐ出現を迎へて、分裂ルーシの統一はこゝ

に確として豫約されざるを得ない。而も此の統一たるや、

一面に於て其の部分たるべき諸侯國に侯權強化に象徴さ

るゝ發展があつた以上、其等の結集の上に打ち樹てられ

た全體たる統一ルーシには當然其の内容の飛躍的な擴大

がなくては叶はない。モスクワ王國の名を以て現はれ來

る新しい統一ルーシには、此の意味に於て次の如き表現

が適用されるでもあらう。「早熟國家」キエフ王國は解體

して後に「未熟なる」諸侯國群を残し、そして此の「未

熟なる」諸侯國群にオルダの統制政策が作用した時、そ

こに「成熟國家」モスクワ王國がルーシの統一體として出

【註】

- (1) The chronicle of Novgorod.
- (2) 除村吉太郎譯「ガリーチーヴォルイニ年代記」
- (3) 全右
- (4) 除村吉太郎譯「キエフ年代記」
- (5) 全「ガリーチーヴォルイニ年代記」
- (6) The chronicle of Novgorod.
- (7) Ibid.

四

ロシア史に一大轉期を劃するモスクワ王朝が、十三世紀末の創始に係るモスクワ侯國の延長であり、モスクワ侯國の名がオカ河の一支流に臨む都市モスクワに由來することは周知の事柄に屬する。所で本節の主題たるモスクワ侯國の建置沿革であるが、之に關しては都市モスクワの其が或程度の代辯を果すであらう。

文獻に現はるゝモスクワの名前は一一四七年、當時スズダリ大侯ユリー・ドルゴルキー麾下の一貴族ボヤールステファン・クチコヴキツチの所領に係る一村落として始まつて

ゐる。モスクワ河の灌漑する密林に覆はれた原野中の一高地に位置する此の村落の様は、爾來現今まで傳へらるゝ「松杉林に於る救世主」なる一教會名が端的に示す所である。一一四七年、配下領主の罪を責めて之を殺し其の所領を没收したユリー大侯が―是れモスクワを奪はれた貴族クチコヴキツチ一黨が後年ユリー侯の後嗣者アンドレイ・ボゴリニューブスキー大侯を暗殺するに至る張本である―此の村落に着目して其の居城の一をこゝに營んだ時、モスクワは其の將來に於る發展への第一歩を踏み出した。尤も將來に於る發展と云つても、モスクワには其は直ちには實現しなかつた。以後約一世紀の間、モスクワは僅かに一二三八年の夕、ール軍による占領、一四八八年アレクサンドル・ネフスキーの弟モスクワ侯ミハイルのリトワニヤ軍との合戦に於る戦死の二事件のみを以て年代記に其の名を留むるに過ぎなかつた。²⁾ 此の點ロシヤ史に於るモスクワの本格的な登場は、十三世紀の末葉、アレクサンドル・ネフスキー侯の小子ダニールがモスクワ及び其の周邊を采邑として領有する時期まで降

らなければならぬ。

モスクワ侯國の事實的創始者ダニール・アレクサンドロヴキツチ侯の當時、十三世紀後半に於るルーシの形勢には注目すべき幾多の事象があらうが、特にこゝに在ては諸侯國の荒廢とウラヂミルⅡスズダリ大侯國再度の分裂が指摘さるゝを要する。蓋し時たるやモンゴルの侵入を去ること程遠からぬが故に、ルーシの全般的荒廢はさることながら、之がユリー・フセヴォロドヴキツチ大侯以來のスズダリ大侯國の分裂と相俟つて新興モスクワ侯國の據頭に役立つ頗る大なるものがあつたからである。事實ノヴゴロド・ロストフ等計へるばかりの僅かを除いて、直接戰禍に曝された諸都市の凋落は甚しかつた。キエス・ウラヂミル兩市が最後の西南及び東北ルーシに於る中心的地位を喪失し、チエルニゴフがこれ又決定的な打撃の下に復た立つ能はざるに至つた一事を以て其の大略は十二分に推察されるであらう。フセヴォロド・ユリーエヴキツチ大侯の歿後、一二一六年、レピツア河畔にムステスラフ・ウダールイ侯の率いるノヴゴロド・

チエルニゴフ聯合軍を迎へて完敗してより一路分裂の途を辿つたロストフ・スズダリ大侯國の諸地方、即ちコストロマ、ロストフ、トヴェリー、モスクワ等は、かゝる客觀的狀態に乗ずればこそ其の諸侯國としての位置に就くを得たのであるが、更に彼等に其の國力強化への途をすら拓かしたるものとして、タ、ールよりの恐怖を逃るゝ南境住民が此等地方に向つて大舉移動したと云ふルシ荒廢に伴ふ一現象のあつた點を看過してはならない。南方草原から遠く距り且つ森林沼澤に富む北部地域は、かくして嘗てペチエネーグ人・ポロヴェツツ人を避くる移住民によつてキエフ、チエルニゴフが繁榮を促進されたと全く同様の結果を得たのである。古來の有力都市ロストフは、就中此の結果急速に躍進して東北ルーシの指導的地位を獲得し、其の餘り遂に反タ、ール運動の中心地と化した揚句、猛烈な彈壓を蒙つて再び衰微せざるを得なくなつたのは、此の國力に災された典型であつた。此の點、其の出發點に於て微力に、従つて其の強化速度に緩慢を免れなかつたモスクワ・トヴェリーの兩國が、

獨り順調な發展過程を持つたのに對照すべきである。

ダニール侯の治世、既にリヤザニ侯國よりコロムナを奪ひ、甥なるベレヤ斯拉ヴリ侯の委譲によつてベレヤ斯拉ヴリ・ザレーヌスキーの地を併せ、次で嗣子ユリー侯に至つてモジヤイスクをスモレンスク侯國より得たモスクワ侯國、之に對し始祖ヤロスラフ・嗣子ミハイルと代々大侯位を獨占しつゝ、勢の及ぶ所、ノヴゴロド、ニジニ・ノヴゴロド、ウラヂミル、コストロマ、ペレヤ斯拉ヴル諸國の併合にまで進んだトヴェリー侯國、此の兩國の間には當時に於る上記東北ルーシの形勢が形勢だつた關係上、其の抗争は單に隣國的な競争に止らないで廣く東北ルーシの、否更に視野を擴げて大侯位を繞る争奪との觀點に立つ場合には、獨り東北とのみ局限されないで正しく全ルーシの覇權を狙ふ衝突までが胚胎してゐた。蓋し前にも少しく觸れし如く、モンゴル支配下のロシア大侯位なるものは、よし其が被征服者の待遇を甲乙するに際してモンゴルに常套的な譜代關係の考慮に基き、ルーシ諸侯中最初の入觀者たりしヤロスラフ大侯其の人の

一族に専ら許された地位であつたとしても、又よし其が單なる名目的なものに過ぎなかつたにせよ、そこに許容された列侯間に於る優越權とは既にキエフ時代の族長的長上權の殻を脱して實力による政治的優位性を確保するの歴史を經過した優越權であつた關係上、侯國相互間の國力發展に伴つて自ら此の地位には全ルーシ的覇權の意味を含まない譯にはゆかなかつたからである。此の點に關するモスクワのトヴェリーに對する勝利に就ては、由つて來る所二三にしては已まぬものがあらうが、究竟する所は歴代モスクワ侯の政治家としての才能に歸すべき性質のものを主とすべきと解釋する。

成る程、モスクワ侯ユリー・ダニロヴキツチはオルダの月即別汗(Uzbek Khan, 1312—42)と姻戚關係に立つ有利さを持つてゐたし、續くイヴァン・カリータ侯が大侯位の名の下に全ルーシよりするオルダへの貢賦を請負ふ特典を興へられたのも事實ではあつた。併し此等の條件は、何もモスクワ侯を除く以外の者には全然拒否されたものでも何でもない。現に大侯位の如きは、始祖ヤロス

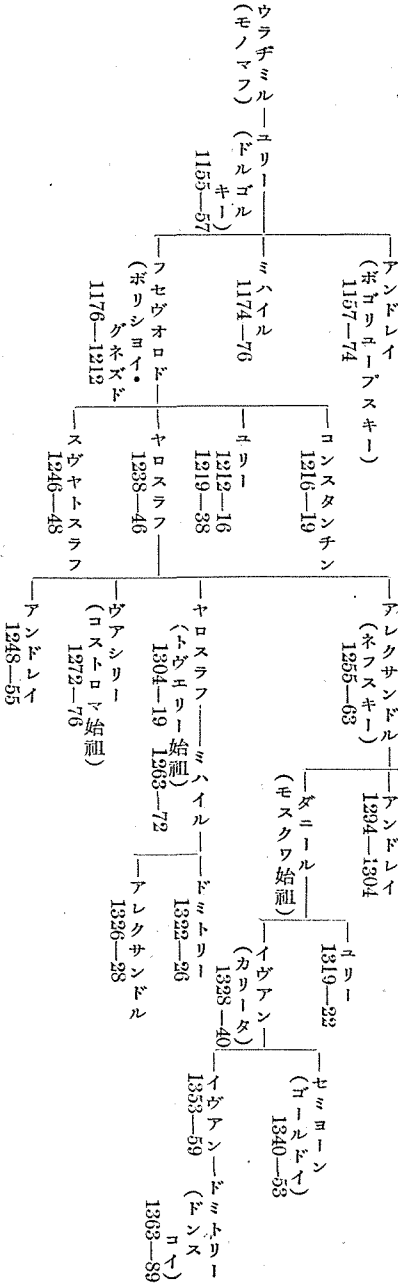
ラフ以後三世四代に互り之を世襲したトヴェリー侯であつたではないか。欲しさへすれば容易に利用し得られる同じ環境に恵まれながら、其の效果に大小の差等が生ずるとすれば、之が理由は何としても利用者自體の意欲と態度と方法の差違に歸せしめられねばならない。此の點モスクワ侯國の定礎者たるイヴァン・カリータは確かに卓越した政治家だつた。ウラヂミル大侯の地位は彼によつてほど餘す所もなく利用されたことはあるまい。兄ユリーの歿後、再びトヴェリー侯の手中に歸した大侯位を取り戻す爲には、折からのトヴェリー國に於るバスカク殺害事件を利用し、一旦大侯位を獲得するや、已に此の世紀の初め以來バスカクに代つて大侯の責任に歸せられてゐた徵稅事務をモンゲゴルには事新しからぬ徵稅請負制を以て代置しつゝ、只管自國の富裕を畫る一面、經濟的に竝んで政治的影響を諸侯國の上に延ばす手段たらしむるを怠らなかつたのだつたからである。ウグリチ、ガリーチ、ベル・オゼルスクの諸都市並びにコストロマ、ウラヂミル、ロストフ周邊の地域はかくして兵を用ふる

ことなくモスクワ侯領に編入されたのである。陰險・冷酷・巧猾・貪欲と並び立てられる彼の屬性は、要するに政治家としての彼の性格の強調された貌に他ならない。吾々は此の間の消息を別名に「財囊」Kalia と稱せられた彼と「恐い目附の」と通稱された同時代のトヴエリ侯ドミトリーとを對照することによつて興味深く理解出来るであらう。イヴァン・ダニロヴキツチ侯の「財囊」なるものは勿論、當時の貴族が常時に身に附けた貧民への施し錢を納れた腰巾着の類ではなくして、高利貸業兼租稅請負業者の一時も手離さない大型の錢入れ鞆を意味するし、他面「恐い目附の」ドミトリーとは其の容貌の猛々しさにも拘らず、一三二五年、父を殺した下手人ユリー・ダニロヴキツチ侯にオルダに會遁するや、前後の思慮もなく復讐の劍を揮い一刀の下に美事之を刺殺して自らも死罪に處せられたと云ふ極めて單純な武人型の典型であつたからである。キエフ時代のルーシ諸侯が押しなべて快活武俠な騎士型の人物に盡きてゐたのに比べ、十二世紀以降の諸侯國時代には事務的・策略的な政治家

が之に代つたとはいへず、唱へられる正しい主張である。併し乍ら吾々は此の新らしいルーシ諸侯の中に於ても、之と全く規を一にする區分を見出さねば、少くともロシヤ史を考察した甲斐がない。そして此の區分はと云へば、最も簡單に諸侯の綽名に迹附られるであらう。即ち「劍士」を以て謳はれたウラヂミル・フセヴォロドヴキツチ侯(1113—26)より以下、ガリーチ侯の「大膽なる」ムスチスラフ、ペレソプニツツ侯の「無言の」ムスチスラフ、チエルニゴフ侯の「赤毛の」フセヴォロド、上記トヴエリ侯の「恐い目附の」ドミトリー、それに其の子息繁榮の故を以て「大なる巢」と呼ばれたスズドリ侯フセヴォロド・ユリーエヴキツチ、此等の一群に對して「權勢欲の強い」ユリー大侯、上記「財囊」イヴァン大侯、「尊大な」セミヨン大侯、「峻嚴な」イヴァン四世に代表される別の一類が是であつて——其の居城ボゴリニョーボフヴォに因んでボゴリニョーブスキーを稱せられるアンドレイ・ユリーエヴキツチ大侯、ネヴァ河・ドン河に夫々外敵スエーデン軍・モンゴゴル軍を撃破した紀念を意味して民族的

英雄の異名ネフスキー・ドンスコイを興へられたアレク
 サンドル・ヤロスラヴオヴキッチ、ドミトリー・イワノ
 ヴキッチ兩大侯は何れも特に有名ではあるが其の紳名の
 性質上除外して—そこには毀譽の判定は姑らく之を不問
 に附すとすも、政略家・政治家としての定評を集めた
 後類の諸侯が何れもモスクワ侯國に直接若しくは間接に
 關連してゐる事實を認めざるを得ないのである。

ウラヂミル大侯系譜



【註】

(1) Alfred Rambaud: Histoire de la Russie.

除村吉太郎譯「キエフ年代記」には唯一一四七年、ノヴゴロド
 の諸領地攻略に出陣せるユリー大侯がモスクワにオレーグの子
 スヴァトスラフと會見する記事を載するのみ。

(2) 全右

The chronicle of Novgorod.

(3) A・ナソノフ「蒙古とルス」(三宅藤志譯「書香」十五ノ八)